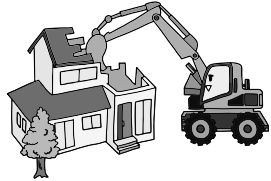


役場からのお知らせ

家屋の取り壊しをしたときは…

毎年度の固定資産税は、課税の基準となる1月1日（賦課期日）に家屋が存在していた場合に課税されます。

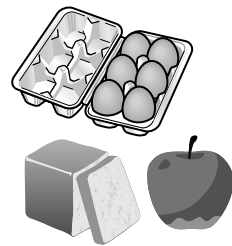
1月1日以前に滅失した家屋を、1月1日以降に届出をされた場合、その年の課税対象になりますのでご注意ください。



問い合わせ先
▼南国税務署 法人課税部門
☎088-863-3218

【時間】
11月7日（木）11月22日（金）
12月6日（金）12月20日（金）

【場所】
午後1時30分～3時
南国税務署 2階会議室
（南国市大坪甲1502-2）



消費税軽減税率制度説明会 開催

本年10月から、消費税軽減税率制度が導入されました。この制度では、軽減税率対象品目の売上がなくても、会議費や交際費などとして飲食料品を購入する場合、区分整理（記帳）を行い、これに基づき、消費税申告書を作成することが必要となります。

この説明会では、日々の記帳から決算処理、申告書作成まで一連の流れを、具体的に分かりやすく解説します。多くの事業者の参加をお待ちしています。

また、説明会に関する最新の情報は、国税庁ホームページの軽減税率制度に関する特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。

【日程】
11月7日（木）11月22日（金）
12月6日（金）12月20日（金）

「大腸がん郵送検診」のお知らせ

今年度、大腸がん検診を受けていない方を対象に、「大腸がん郵送検診」の予約を受け付けます。

大腸がん郵送検診は、専用の検査キットにより自己採便で行える手軽な検診で、温度管理上問題の少ない冬期に限って、検査キットを郵送回収することにより検診を実施します。



問い合わせ先
▼住民課 税務班 安岡三浦

家屋調査済証（見本）



○登記されている家屋の取り壊し

法務局で滅失登記申請をしてください。法務局から税務班に通知が届き、それにしたがって処理します。

年末の取り壊しなどで法務局への滅失登記が年を越してしまう場合は、年内に税務班までご連絡ください。

○登記されていない家屋の取り壊し

取り壊したら税務班までご連絡ください。

※法務局からの通知および所有者からの連絡後に現地確認を行います。

※家屋調査済証の返却にご協力ください。

問い合わせ先
▼住民課 健康づくり班 永森

「よちよちクリスマス会」のお知らせ

毎年、たくさんのお子さんに参加していただき、大盛況のよちよちクリスマス会を今年も開催いたします。当日は、お子様の手形足型をとり、成長を確認したり、ヘルスメイトさん手作りの「クリスマスランチ」を楽しむことができます。また、親子の交流やリフレッシュ、子育てに関する情報もお届けしますので、お問い合わせの上にご参加ください。

【日時】12月6日（金） 午前10時～

【場所】大豊町総合ふれあいセンター 2階和室

※参加ご希望の方は健康づくり班までご連絡ください。

妊婦、乳幼児とその保護者、子育てに関心のある方など、皆さまのご参加お待ちしております。



問い合わせ先
▼住民課 健康づくり班 宮岡

「よちよちクリスマス会」のお知らせ

問い合わせ先
▼住民課 健康づくり班 宮岡

【対象者】
今年度、大腸がん検診を受診していない40歳以上の町民

【自己負担金】
無料

【検診実施機関】
公益財団法人高知県総合保健協会

【申込期限】
令和2年2月7日（金）

【自己負担金】
無料

【検診実施機関】
公益財団法人高知県総合保健協会

【申込期限】
令和2年2月7日（金）

【自己負担金】
無料

申し込みは電話にて受け付けます。事前に予約をした方については、12月初旬に送付させていただきます。

～揺れ始めたら何も出来ない～ 南海トラフ巨大地震

（高知県HP・「南海トラフ地震に備えちょき」より）

自分の“いのち”は自分で守る特集②

大豊町内ではどう揺れる？

前号でお伝えしたとおり、南海トラフ巨大地震が起こった際の大豊町内での最大想定は震度7、約75%の地域が震度6強です。（震度分布図参照）緊急地震速報がテレビや携帯電話に届いて、事前に避難行動を取れたとしても、数秒～数十秒後に揺れ始め、大豊町では揺れが2分30秒～3分続きます。

震度分布図（最大クラス重ね合わせ）



震度階級解説表（抄）

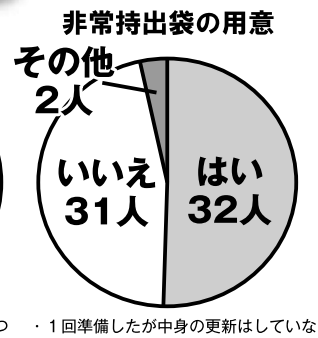
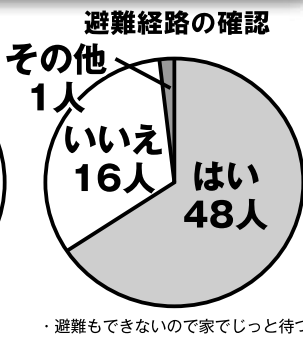
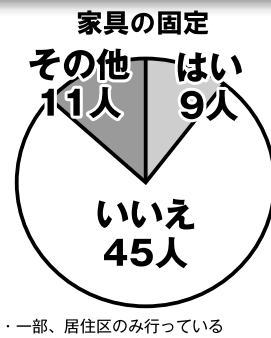
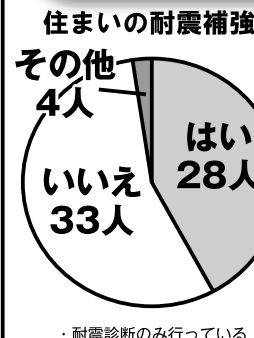
震度階級	人の体感・行動	固定していない家具の状況	屋外の状況	耐震性の低い木造建物	斜面等
6弱	立っていることが困難になる。	大半が移動し、倒れるものもある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。	倒れるものもある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	立っていられず、はわないと動けない。飛ばされることもある。	ほとんどが移動し、倒れるものが増える。	補強されていないブロック塀のほとんどが壊れる。	傾くものや、倒れるものが増える。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある。
7		ほとんどが移動したり倒れたりし、飛ばされることもある。	補強されているブロック塀も破損するものがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。	

左表のように町内の大半で予想される震度6強では、「立ってられない」「家具は倒れ、家も傾く」「がけ崩れが多発」などとされており、いざ揺れ始めると何も出来ない、逃げることも困難です。

そのため、住宅の耐震補強、家具の固定、避難経路の確認、非常持出袋の用意など事前に準備しておくことがたくさんあります。

地震への備えについてアンケート取ってみました！

10月9日～23日
町民65人（20～80歳代）から聞き取り



・耐震診断のみ行っている
・一部、居住区のみ行っている
・避難もできないので家でじっと待つ
・家族と話し合い共有できている
・1回準備したが中身の更新はしていない
・用意しているが押し入れの奥にある

次回へつづく